

* 生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例について *
(地方税法附則第64条)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の軽減を受けることができます。

1 制度の概要

① 中小企業者等が、②適用期間内に、市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたって0(ゼロ)に軽減されます。

先端設備等導入計画については、南城市観光商工課までお問い合わせください。

※対象者

資本金等の額が1億円以下の法人等、従業員数1000人以下の個人・法人等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの(同一の大規模法人等を除く)

2 対象設備【固定資産税の特例】

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備(事業用家屋除く)。

設備の種類等(最低取得価格/販売開始時期)

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物付属設備(60万円以上/14年以内)
- ◆構築物(120万円以上/14年以内)
- ◆事業用家屋は、評価額合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

※設備の取得時期 : 計画認定後~令和5年3月31日

3 申請方法と必要書類

以下の必要書類を償却資産申告書と合わせてご提出ください。

*	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)
1	先端設備等導入計画に係る書類の写し (認定申請書、認定書、先端設備等導入計画等)
2	工業会等による証明書の写し等